

# 先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針

令和 6 年 3 月 29 日

令和 7 年 5 月 16 日改定

経 済 産 業 省

|                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                                            | 3  |
| 第 1 章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項 .....                          | 5  |
| 第 1 節 電子部品を取り巻く状況 .....                                               | 5  |
| (1) 重要性 .....                                                         | 5  |
| (2) 外部依存性 .....                                                       | 7  |
| (3) 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性 .....                                      | 9  |
| (4) 法による施策の必要性 .....                                                  | 10 |
| (5) サプライチェーンの構造 .....                                                 | 10 |
| (6) 電子部品のサプライチェーンが抱える課題及び動向 .....                                     | 11 |
| 第 2 節 先端電子部品の安定供給確保に関する目標 .....                                       | 13 |
| 第 2 章 先端電子部品の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 .....                   | 14 |
| 第 1 節 施策の基本的な方向及び目標 .....                                             | 14 |
| 第 2 節 実施する個別施策 .....                                                  | 14 |
| (1) 施策の対象となる品目 .....                                                  | 14 |
| (2) 施策の対象となる取組 .....                                                  | 14 |
| (3) 施策の具体的な内容及び効果並びに目標 .....                                          | 14 |
| 第 3 節 施策に係る留意事項 .....                                                 | 15 |
| (1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境 .....                                        | 15 |
| (2) 施策の総合的かつ効果的な推進 .....                                              | 15 |
| (3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進 .....                                    | 15 |
| (4) 法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等 .....                              | 16 |
| 第 3 章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限 ..... | 17 |
| 第 1 節 取組の対象範囲 .....                                                   | 17 |
| (1) 対象となる品目 .....                                                     | 17 |
| (2) 対象となる取組 .....                                                     | 18 |
| 第 2 節 安定供給確保の目標 .....                                                 | 18 |
| 第 3 節 供給安定性 .....                                                     | 19 |
| 第 4 節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限 .....                               | 20 |
| 第 5 節 実施体制 .....                                                      | 20 |
| 第 6 節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置 .....                                       | 20 |
| (1) 需給ひっ迫時の対応 .....                                                   | 20 |

|                                                         |    |
|---------------------------------------------------------|----|
| (2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発.....                      | 21 |
| (3) 技術流出防止措置 .....                                      | 21 |
| 第7節 複数事業者が申請する供給確保計画の認定に関する事項.....                      | 22 |
| 第8節 供給確保計画の認定に当たって経済産業大臣が配慮すべき事項.....                   | 22 |
| 第4章 先端電子部品の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金 ..... | 24 |
| 第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項.....                        | 24 |
| 第2節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項.....                    | 24 |
| 第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項.....                      | 24 |
| 第4節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項.....                         | 25 |
| 第5章 先端電子部品に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項.....               | 26 |
| 第1節 指定の要件 .....                                         | 26 |
| 第2節 指定解除の考え方 .....                                      | 26 |
| 第3節 その他留意事項 .....                                       | 26 |
| (1) 国が講ずる施策に関する事項 .....                                 | 26 |
| (2) 輸送手段の確保に関する事項 .....                                 | 26 |
| 第6章 先端電子部品の安定供給確保に当たって配慮すべき事項.....                      | 27 |
| 第1節 国際約束との整合性の確保 .....                                  | 27 |
| 第2節 経済活動における人権の尊重 .....                                 | 27 |
| 第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応.....                            | 27 |
| 第4節 自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境.....                         | 28 |
| 第5節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表.....                           | 28 |
| (1) 関係者の意見の適切な考慮 .....                                  | 28 |
| (2) 施行状況の適切な公表等の実施 .....                                | 28 |
| 第6節 関係行政機関との連携 .....                                    | 28 |
| 第7章 その他先端電子部品の安定供給確保に関し必要な事項.....                       | 29 |
| 附 則（令和7年5月16日改定） .....                                  | 29 |

## はじめに

電子部品は、現代技術の中核的要素であり、A I、ロボット、スマートフォン、P C、クラウド、E V等の先進的分野だけでなく、電気を用いる全ての分野において必要不可欠である。一見単純な構造の電子部品にも、先進的な技術が採用されており、現代の高度なテクノロジーを支える役割を果たしている。

デジタル技術の発展に伴って、それを支える電子部品の世界市場は、波打ちながらも継続的に成長し続けている。直近の市況は、2020 年夏場以降の回復基調が 21 年以降も継続し、22 年前半まで堅調に推移。22 年後半以降は受注にやや陰りが見られたものの、23 年後半からは、市場の回復による需要増が期待されている。アプリケーション別に見ると、コロナからの経済回復を背景に、産業機械関連や車載関連、ハイエンドスマートフォン向けなどの需要が増大した。世界市場規模は、2022 年には約 31 兆円（生産額）<sup>1</sup>を誇っているが、今後も右肩上がり成長し、2030 年には 47 兆円（生産額）を超える規模まで成長する見通しである<sup>2</sup>。

我が国は、電子部品分野において、国際的に優位性があり、長年にわたって高度なノウハウや技術を蓄積してきた。そのため、2012 年では、世界の電子部品市場（生産額）の 39%<sup>1</sup>を占めていたが、その後も国際競争下で一定の地位を保ち続け、現在は、市場（生産額）の 34%<sup>1</sup>のシェアとなっている。他方、海外に目を向けると、電子部品が「サプライチェーンの安全性と安定性を保証する基盤である」として、戦略的に政府が産業育成を進めている国もある。我が国の電子部品産業は発展を続けてきたが、その国際競争力を支える重要なノウハウや技術が海外に流出することで、価格競争力に優れた企業や、海外政府の強力な支援を受けた企業との競争が激化した結果、我が国企業が競争力を失った場合、最終的に外部に供給を依存し、供給が途絶するおそれがある。

先述のとおり、電子部品市場は、今後も大きく拡大すると見込まれており、我が国の国民生活・経済活動にとって必要不可欠である。特に、MLCC、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタの先端電子部品については、その懸念が大きいことから、先端電子部品の安定供給確保に向けた取組を行っていくことが必要である。

こうした趣旨を踏まえ、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和 4 年政令第 394 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 12 号「コンデンサー及びろ波器」に関して、「先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」（以下「取組方針」という。）

---

<sup>1</sup> 電子情報技術産業協会（JEITA）「電子情報産業の世界生産見通し」（2022 年 12 月）

<sup>2</sup> 電子情報技術産業協会（JEITA）「電子情報産業の世界生産見通し」（2022 年 12 月）をもとに算出

を次のように定めたので、同条第5項の規定に基づき公表する。

なお、取組方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## 第1章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

### 第1節 電子部品を取り巻く状況

#### (1) 重要性

##### ① 電子部品の用途・特性

電子部品は、現代の先進技術と社会インフラの基盤を形成する中核的要素であり、A I、ロボット、スマートフォン、P C、クラウド、E V等の革新的分野だけでなく、電気を用いるあらゆる領域において必要不可欠である。我々の生活を豊かにする電子機器の先進的な進化は、電子部品の革新によって支えられており、その貢献は計り知れないものがある。通信、医療、防衛、データセンターといった極めて重要なインフラにかかわる機器から、エネルギーや自動車、電気電子産業の基幹となる機器まで、電子部品は不可欠となる役割を果たしている。特に今後のE V、自動運転、5 G・6 G等の革新技術発展の潮流を踏まれば、これらを支える電子部品の重要性が益々上がっていくことは明らかである。

電子部品のうち、積層セラミックコンデンサー（以下「MLCC<sup>3</sup>」という。）、フィルムコンデンサー、SAW<sup>4</sup>フィルタ、BAW<sup>5</sup>フィルタは以下の点で特に重要である。

#### (I) MLCC

MLCCは電圧安定化やノイズ除去に使用される電気回路に必須の部品であり、スマートフォン、P C、家電、医療機器、自動車、I o Tなどあらゆる電子機器に数百個～数千個単位で使用されている。特定重要物資に指定されている半導体と同じ基板上に配置されることが多く、MLCCがなければ半導体も安定的に動作することが出来なくなり本来の性能を発揮できない。また、工作機械・産業用ロボットや、クラウドプログラムを活用したサービスの提供に必要な設備に多数用いられるなど、特定重要物資の供給や特定重要物資を用いたサービスの提供に不可欠であり、仮にMLCCの供給途絶が生じた場合、これら特定重要物資の安定供給等にも大きな影響が生じる。加えて、防衛装備品でもハイエンドのMLCCが幅広く用いられており、実際輸出管理のリスト規制の対象に一部の高電圧用MLCCが含まれているなど、重要な物資である。

#### (II) フィルムコンデンサー

フィルムコンデンサーは、絶縁性、低損失、周波数、温度安定性に優れており、MLCCと比較して高電圧領域で電圧安定化やノイズ除去に使用されるものであり、電子機器の設計上の重要な物資である。具体的には、家電製品から車載電子機器、発電設備を含む産業用機器などの電源用、中高圧コンデンサーとして幅広く採用されている。さら

<sup>3</sup> Multi-Layer Ceramic Capacitor の略

<sup>4</sup> Surface Acoustic Wave の略

<sup>5</sup> Bulk Acoustic Wave の略

に近年、HEV・EVのパワーコントロールユニットや、太陽光・風力発電設備など新エネルギー設備、産業機械等向けに、高性能・高信頼性のフィルムコンデンサーの需要が急増しており、今後も需要は拡大する見込みである<sup>6</sup>。

### (Ⅲ) SAW（弾性表面波）フィルタ

SAWフィルタは、主に3GHz以下の帯域で用いられる高周波フィルタであり、5G通信や無線LANを始めとした通信を行う様々な機器で用いられる。3GHz以下には、障害物があっても回折して電波が届きやすいため重宝されているプラチナバンド（700MHz～900MHzの周波数帯域を中心とした電波帯域）も含まれており、今後の通信量の拡大に伴って、需要は少しずつ拡大していく見込みである<sup>7</sup>。

### (Ⅳ) BAW（バルク弾性波）フィルタ

BAWフィルタは、主に3GHz以上の帯域で用いられる高周波フィルタであり、SAWフィルタと同様に、5G通信や無線LANを始めとした様々な通信機器で用いられる。今後の通信は既存の帯域よりも、高周波方向に使用帯域が拡大するため、当該帯域の周波数をピンポイントで抽出するBAWフィルタの市場は激増していく見込みである<sup>7</sup>。

これら先端電子部品は仮に供給途絶した場合、社会経済が機能麻痺に陥るおそれがあるものであり、国民生活・経済活動が依拠している重要な物資であると言える。

## ② 電子部品、その製造に必要な電子部品製造装置（以下「製造装置」という。）及び電子部品部素材（以下「部素材」という。）の市場動向及び関連産業への影響

先述のとおり、電子部品はあらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠な存在であるとともに今後も市場は大きく拡大する見込みとなっている。

電子部品産業（ただしコンデンサー及びろ波器に限らない）は、2022年の世界生産額が31兆円となったが、その内、日本のシェアは34%を占めている<sup>1</sup>。そして、2030年には47兆円を超える規模まで成長する見通しである<sup>2</sup>。

先端技術を要する高度な機器向けのハイエンド電子部品市場においては、その多くは我が国がリーダーシップを築いており、そのシェアも大きい。それ故、他国の政府及び企業はこの領域における我が国の影響力を注視し、官民を挙げて関連技術へのキャッチアップに注力している。他方、ローエンド電子部品市場においては、コスト競争力に優れた海外企業がそのシェアを急速に高めている。

<sup>6</sup> 日本エコノミックセンター「2023年版 コンデンサ市場・部材の実態と将来展望」（2022年10月）

<sup>7</sup> 富士キメラ総研「2024 高周波／高速伝送関連市場の将来展望」（2023年11月）

また、関連産業の一例として、自動車産業については、2022 年の自動車の世界生産台数約 8,502 万台のうち、国内生産台数は約 784 万台であり、輸出金額としては約 17.3 兆円に及ぶ<sup>8</sup>。今後も、2035 年までに乗用車新車販売を電動車 100%とする目標や、自動運転化の実現に向けて業界としての取組が進んでいることを踏まえれば、自動車に使用される電子部品の需要は増加する見込みである。さらに自動車に求められる省エネ化においても、電子部品の性能向上は不可欠であり、自動車産業における電子部品の重要性は将来的により一層増加する見込みである。

以上より、電子部品は、万が一供給不足に陥ると、我が国の国民生活・経済活動に大きな影響を生じさせるものであり、代替が極めて困難であることから、広く国民生活・経済活動が依拠している状況にあると言える。

## （２）外部依存性

### ① 供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識

#### ア 電子部品

我が国の電子部品産業は、長きにわたりその先導的地位を維持してきた。しかしながら、特に開発力や製造技術の要求が相対的に低いローエンドの部品領域に関して、海外企業の市場シェアの拡大が顕著である。その背景に関して、日本企業の海外生産拠点からの人材や技術流出により海外企業のキャッチアップを許し、より安価な海外企業製品のシェア拡大を招いた<sup>9</sup>。

この動向を鑑み、我が国の電子部品メーカーは、人材や技術の流出問題への対策を模索している。我が国の電子部品産業の力強さは、卓越した開発力や製造技術により築かれてきたものであるが、これが流出することは、我が国が電子部品という戦略的資産を失うことにつながる。最悪の場合、海外にシェアを奪われたのちに、供給を遮断される可能性も考えられる。

電子部品は、国民生活の基盤として不可欠な役割を果たしているため、人材や技術の流出が引き起こす国内企業の市場シェアの減少は、その先に続く供給途絶リスクを考慮すると、絶対に回避すべき事態であり、その防止は重要な課題である。

以下に先端電子部品ごとに詳細を記載する。

### （Ⅰ）MLCC

近年、自動車や産業機械、医療機器向けに、高性能・高信頼性のMLCCの需要が急

<sup>8</sup> 日本自動車工業会「日本の自動車工業 2023」（2023 年 8 月）

<sup>9</sup> 富士キメラ総研「受動部品最新動向調査 2023」（2023 年 6 月）

増しており、今後も需要は拡大する見込みである。こうしたMLCC、及びその部素材の製造に関し、我が国は一定の競争力を有するが、今後、この拡大する市場を獲得するべく、競争は国際的に激化することが予想される<sup>11</sup>。MLCCに関して、将来的に我が国が競争力で劣後する場合、大きく拡大する需要を獲得できず、我が国の経済成長の機会を逃す可能性があるだけでなく、供給を外部に依存する可能性もあり、その供給が途絶した場合、我が国の幅広い産業の成長を阻害する要因となる懸念がある。

## （Ⅱ） フィルムコンデンサー

先述のとおり、近年、HEV・EVのパワーコントロールユニットや、太陽光・風力発電設備などを含む産業機械、医療機器向けに、高性能・高信頼性のフィルムコンデンサーの需要が急増しており、今後も需要は拡大する見込みである。こうしたフィルムコンデンサー、及びその部素材の製造に関し、我が国は一定の競争力を有するが、今後、この拡大する市場を獲得するべく、競争は国際的に激化することが予想される<sup>10</sup>。フィルムコンデンサーに関して、将来的に我が国が競争力で劣後する場合、大きく拡大する需要を獲得できず、我が国の経済成長の機会を逃す可能性があるだけでなく、供給を外部に依存する可能性もあり、その供給が途絶した場合、我が国の幅広い産業の成長を阻害する要因となる懸念がある。

## （Ⅲ） SAW（弾性表面波）フィルタ

今後の通信量の拡大に伴って、需要は少しずつ拡大していく見込みであり、我が国は一定の競争力を有するが、今後、この市場を獲得すべく、競争が国際的に激化することが予想される。SAWフィルタに関して、将来的に我が国が競争力で劣後する場合、供給を外部に依存する可能性もあり、その供給が途絶した場合、我が国の通信インフラを壊滅させる要因となる懸念がある。

## （Ⅳ） BAW（バルク弾性波）フィルタ

今後の通信は既存の帯域よりも、高周波方向に使用帯域が拡大するため、BAWフィルタの市場は激増していく見込みである。BAWフィルタは、現在、外部依存度が極めて高く我が国のシェアは1割に満たない。BAWフィルタは、来る5G・6Gの世界の中心となるべき電子部品であり、今後、国際競争等が進む中で、我が国の競争力を強化していくことが必要である。BAWフィルタに関しても、将来的に我が国が競争力で劣後する場合、大きく拡大する需要を獲得できず、我が国の経済成長の機会を逃す可能性があるだけでなく、供給を外部に依存する可能性もあり、その供給が途絶した場合、我が国の通信インフラを壊滅させる要因となる懸念がある。

## イ 製造装置、部素材

---

<sup>10</sup> 富士キメラ総研「2022年エレクトロニクス先端材料の現状と将来展望」（2022年1月）

電子部品の製造プロセスは、極めて複雑で緻密なものとなっており、電子部品の種類や機能によって、それぞれ特有の製造工程が必要とされる。このような多岐にわたる工程を支える中心的な要素として、部素材や製造装置が挙げられる。これらは、電子部品の品質や性能に大きな影響を与えるため、サプライチェーンにおける位置づけは非常に重要である。

特に電子部品の特徴として注目すべき点は、最終製品の高度な性能や機能を担保するためのキーテクノロジーが、部素材に多く存在しているという事実である。この部素材が持つ技術的価値は、製造装置の解析を通じて、競合他社によるリバースエンジニアリングの対象となる可能性が高い。このような背景を踏まえると、技術情報の流出防止は、単なる企業利益の問題を超えて、電子部品産業全体の競争力や安全保障の観点からも極めて重要な課題となる。

仮に部素材や製造装置の技術情報が流出した場合、それによって外国企業の電子部品の品質や性能が向上し、国内企業のシェアを奪われ、最終的には安定的な供給が困難となる恐れもある。このような事態は、電子部品が不可欠な多くの先進技術や産業の発展を阻害することとなり、日本経済全体に大きな悪影響をもたらす恐れがある。

## ② 将来の重要性及び成長性

先述のとおり、電子部品は、幅広い産業のあらゆる製品の基幹部品として組み込まれ、国民生活や産業に不可欠な存在であり、今後も市場は大きく拡大することが見込まれる。電子部品及びその製造に必要な製造装置や部素材について、代替困難性が認められることから、拡大する需要に対応するためにも、安定的な供給を実現するための対策が必要となる。

## （３）外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

産業基盤として死活的に重要な電子部品の供給能力及び製造技術の確保のため、先述のとおり、他国は異次元の産業政策<sup>11</sup>を展開している。

他方、電子部品、製造装置及び部素材（以下「部素材等」という。）の一部は、国内市場で必要となる供給量の多くを輸入に依存している。これらの外部への依存度の高い電子部品及び部素材等について、例えば輸出規制の対象とされ、我が国への供給量が制限されるような場合には、我が国の経済活動にも甚大な影響を与える可能性がある。

---

<sup>11</sup> （例）中華人民共和国 外商投資奨励産業目録（2022 年版）：奨励類該当の電子部品は、投資総額内で輸入する自家用設備の輸入関税免除（一部例外を除く）や土地の優先供給などの優遇措置あり

実際に近年、世界各地における自然災害、火災等の事故や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う操業制約、需給ギャップ等、様々な要因で生じた電子部品不足により、世界中に自動車、医療機器、通信機器、家電の工場停止・減産調整等、広範な業界に大きな影響を及ぼした。

このような状況を踏まえると、電子部品及び部素材等の供給途絶リスクは排除できず、電子部品の安定供給が困難となる可能性がある。

また、電子部品の供給が途絶した場合、川下企業は最終製品の製造・出荷が困難となり、川上も含んだサプライチェーン全体にも影響を及ぼし、ひいては我が国の経済に甚大な影響を与えることとなる。

#### **（４）法による施策の必要性**

先述のとおり、電子部品はあらゆる産業における基幹部品であり、その供給途絶や不足は経済活動に甚大な影響を及ぼす。今後、更にデジタル化が進展し、C Nの実現へも向かう中、その重要性は増々高まる一方である。他方で、増加する電子部品の需要に対して、供給能力の強化が追い付いていない状況にあり、生産能力の増強が必要不可欠な状況である。さらに、種類や規模によって異なるものの、電子部品製造工場は建設してから量産が開始するまで、一般的には少なくとも２～３年要する場合が多い。したがって、急速に拡大する需要に対応可能な供給能力を確保するためには、このタイミングでの供給能力の増強が不可欠である。

しかしながら、既存の政策体系を俯瞰するに、電子部品の安定供給確保のため施策は今まで行われていないため、現在は我が国が一定の競争力を有するものの、外部依存のおそれが認められる電子部品及び部素材等について、法に基づく支援を実施し、電子部品の安定供給を早急に図る必要がある。

#### **（５）サプライチェーンの構造**

電子部品の製造工程は、部品ごとに製造工程が全く異なるため一概には言えないが、大別すると、前工程・後工程の２つの工程で構成される。

前工程は、原料から電子部品の性能を決定する重要な部素材を形成するまでの部分が該当し、後工程では、基板実装、電極実装、配線、モールドディング等を実施し、最後に外観や電気特性等の製品検査を実施する。

なお、電子部品の製造に当たっては、部品ごとに製造工程が全く異なり、製造工程の数も非常に多いことから、使用する部素材等も非常に多く、またそれぞれの品質が電子部品の性

能に直結するため、部素材等は電子部品のサプライチェーン上、非常に重要な要素である。

さらに、最終製品の性能を決定するキーテクノロジーは部素材にあることが多いのが電子部品の特徴であり、その技術は製造装置を解析することでリバースエンジニアリングされるおそれもあるため、技術情報流出を防ぐ観点からも部素材等は非常に重要な要素である。

以上の工程を経て製造された電子部品が、様々な電子機器に組み込まれた形で世の中に行き渡ることになる。電子部品の製造に当たっては、サプライチェーンを構成する部素材等が必要であるが、一つでも構成要素が欠ければ電子部品は製造できず、供給途絶のリスクが増加する。

なお、部素材等を外部から調達する場合、海外における物流の混乱等により、電子部品供給の不安定性は大きくなる傾向にある。

## **（６）電子部品のサプライチェーンが抱える課題及び動向**

先述のとおり、デジタル化の進展等により電子部品需要が大幅に増加し、電子部品の重要性を認識する他国が戦略的な積極投資を行う中、我が国の電子部品産業の競争力はハイエンド品では一定の競争力を有するものの、ローエンド品は海外企業によるシェア拡大を許し競争力は低下してきた。

このような状況となった原因としては、①国策として、電子部品産業に対して適切かつ十分な政策を講じなかったこと、②バブル経済崩壊後、民間投資が後退する中、他国が極めて積極的な投資支援を行う一方、我が国は電子部品産業基盤整備を十分に進めてこなかったことが挙げられる。

今後、自動運転や5G・6G等の革新技术が発展していく潮流を踏まえれば、これらを支える基幹部品である電子部品の製造基盤の確保が必要不可欠であり、我が国が一定の競争力を維持しているハイエンド品において更に国際競争力を強化し、国内生産能力の維持・拡大を見据え、既存部品の高性能化に加えて、世界最高レベルの性能と信頼性の両立を低コストで実現する次世代電子部品の開発に向けた取組が必要である。

また、先述の通り、電子部品の性能を決定するキーテクノロジーは部素材にあることが多く、電子部品にとって部素材のサプライチェーンは非常に重要であるが、電子部品のメーカーに合わせてカスタマイズされた部素材も多いため他メーカーに流用することが出来ず作り溜めが困難であること、また中小企業が多いことから増産のための設備投資に二の足を踏む企業も多く、部素材の生産能力によって電子部品の生産能力が頭打ちになってしまうという課題も存在する。

製造装置は電子部品によっては内製も存在するが、部素材と同様に専用の製造装置を使用することが多く、製造装置がリバースエンジニアリングされることで技術情報が発生するという懸念もある。

よって、サプライチェーン強靱化だけでなく、技術流出を防ぐという観点からも部素材や製造装置等は非常に重要である。

この他、電子部品業界においては、例えば、以下のような課題がある。

- 原料については、既に過度に海外に依存し、供給途絶リスクが顕在化している。
- 生産設備や部素材の納期の長期化により、事業者が検討に必要な時間が十分に確保できない中で、投資判断を短時間で行わなければならない事態が増加。
- 需要の著しい増加により、生産能力の拡大に迫られており、設備投資額が増加。
- 円安や、原材料・エネルギー面のコスト高騰により、電子部品製造における利益率の減少。
- エンジニアや設備技能者、IT人材の確保が困難であり、事業拡大に合わせて必要となる技術者の手当てが困難。
- ロシアによるウクライナ侵略等の影響で、部素材、原料の供給途絶リスクが増加。

## 第2節 先端電子部品の安定供給確保に関する目標

あらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠である電子部品、特に先端電子部品について、法に基づく支援により、先端電子部品及び先端電子部品のサプライチェーンを構成する部素材等の製造能力の強化等を図ることで、各種先端電子部品の国内生産能力を強化する。

また、我が国が長年にわたり蓄積してきた高度なノウハウや技術の流出を防止することで、コスト競争力に優れた外国企業によって我が国企業が駆逐され、その後に供給を止められるリスクを防ぐ。

これにより、特定重要物資に指定された先端電子部品を国内で生産する企業の合計売上高として、2021年の約1.2兆円<sup>12</sup>に対して2030年に3兆円超を実現（以下「先端電子部品の2030年国内売上高目標」という。）し、我が国の先端電子部品の安定的な供給を確保する。

---

<sup>12</sup> 経済産業省委託調査「令和4年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子デバイス産業及びその関連産業における市場動向及び政策動向調査）」による調査結果（2023年3月）

## 第2章 先端電子部品の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

### 第1節 施策の基本的な方向及び目標

前章第1節に記載した現状・課題認識を踏まえ、先端電子部品及び部素材等の供給基盤の整備・強化を通じて、先端電子部品の安定的な国内供給の実現を目指す。

### 第2節 実施する個別施策

#### (1) 施策の対象となる品目

- 先端電子部品（MLCC、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタ）
- 製造装置（当該装置を構成する部品・素材等を含む）
- 部素材（当該部素材を構成する部品・素材等を含む）

#### (2) 施策の対象となる取組

現在量産されている最先端品（以下「ハイエンド品」という）と同等以上の性能を有する先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化を目的に①又は②に対して支援を行う。

① ハイエンド品の生産施設・生産設備の導入する取組であって、

- 民間だけでは実現が困難な投資を必要とする計画、又は
- 供給途絶の蓋然性が高く、投資の緊要性が非常に高い計画

② 研究開発に係る施設等を導入するものであって、ハイエンド品と同等以上の性能を有する品目の生産性向上に資すると見込まれる計画、又はハイエンド品を超える性能を有する品目の量産開始に資すると見込まれる計画

#### (3) 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

施策の実施を通じて、先端電子部品の2030年国内売上高目標実現に向け、先端電子部品の安定的な供給体制を構築する。

### 第3節 施策に係る留意事項

#### (1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境

電子部品に関して、安定供給確保のために他の取組は行われていないため、我が国が一定の競争力を有するものの、外部依存のおそれが認められる電子部品及び部素材等のうち、特に先端電子部品及びその部素材等について、法に基づく支援を実施し、先端電子部品の安定供給を図る必要がある。また、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の規定に基づく輸出・役務取引管理及び対内直接投資等管理の厳格な運用及びその対象の不断の見直しも含めて総合的な対応を実施していく。さらに、技術管理の徹底に向けた産業界の意識啓発を図るアウトリーチを含め、経済安全保障に関する関係事業者との対話をより積極的に実施していく。人材育成については、以下に記載の通りの業界の取組が存在する。

- 人材育成

現在、各企業において電子部品人材育成の取組が進展しており、例えば、J E I T A<sup>13</sup>などの業界団体で人材育成の取組（技術者のための交流会、学生向け講演会、及びキャリア研修会の実施と、産学による効果的な教育プログラムの開発や実証）が進んでいる。

#### (2) 施策の総合的かつ効果的な推進

本制度の運用に当たっては、国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する取組を総合的かつ効果的に推進するため、支援の効果的な実施にも留意するものとする。

経済産業大臣は、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長と連携し、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、株式会社日本政策金融公庫から指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する二段階融資の仕組みの活用も含め、認定供給確保事業者による安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化に留意するものとする。

#### (3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進

重要な物資の安定供給確保を図る上では、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題を把握することは重要と考えられる。このため、関係行政機関は、重要な物資の安定供給確保に関し、DXの進展も踏まえつつ、不断の情報収集・検証に努めるものとする。

---

<sup>13</sup> 一般社団法人電子情報技術産業協会

具体的には、経済産業大臣は、先端電子部品及び部素材等のサプライチェーンの状況を的確に把握するため、必要と認めるときは、法第 48 条第 1 項等を活用し、これらの物資のサプライチェーン把握のための調査を実施すること等により、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題の把握に努めるものとする。

先端電子部品及び部素材等のサプライチェーン把握のための調査の実施等に当たっては、民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、事業者の過度な負担とならないよう、公的統計、業界団体等が実施する調査・統計等の活用や団体等へのヒアリング等を活用し、法の執行に必要な限度で調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むこととする。また、調査の目的・趣旨、調査の位置づけ等についての丁寧な説明に努めることにより、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする。調査の実施に際しては、必要に応じ、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体への事前説明等により、調査趣旨を広く周知する方法も想定され得る。その上で、調査を通じて政府が把握する情報には、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、必要な情報管理のための措置を講ずるものとする。

#### （４）法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等

経済産業大臣は、先端電子部品の安定供給確保のために、民間事業者等による取組を後押しする観点から法第 30 条に規定する調査の求め（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）に基づく職権調査の求め）を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 安定供給確保基本指針の趣旨を踏まえ、他国からのダンピングや不適切な市場介入等により国内産業への被害の可能性があると思料する場合において、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保に支障が生じる事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、法第 30 条の規定も活用しつつ、国際ルールに則り適切に貿易救済措置を図ること。
- その際、経済産業大臣は、法第 4 条第 2 項や第 46 条の規定等に基づき、関係行政機関の協力を得て対応を図ること。
- 法第 48 条第 2 項が定める証拠収集を行うに当たっては、事業者の過度な負担とならないよう、情報収集に係る対象者を必要な範囲に限定するとともに、調査対象者が秘密として取り扱うことを求める情報がある場合には当該情報を非公表として取り扱う等、民間事業者等に過度な負担をかけないよう十分配慮すること。
- 当該求めに関する手続は、WTO 協定が定める貿易救済措置に係る諸規定と密接な関係を有するところ、法第 90 条が定める国際約束の誠実な履行に係る規定に十分配慮すること。

### 第3章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、先端電子部品の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。

#### 第1節 取組の対象範囲

供給確保計画の認定の対象とする取組は、施行令第1条第12号に規定する先端電子部品又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム等のうち、先端電子部品、製造装置、部素材について、供給基盤の整備・強化を行おうとする取組に該当するものとする。

##### (1) 対象となる品目

先端電子部品、製造装置、部素材のうち、以下の品目を対象とする。

##### ① 先端電子部品

ア MLCC

イ フィルムコンデンサー

ウ SAWフィルタ

エ BAWフィルタ

##### ② 製造装置

専ら①に示した先端電子部品製造に使用する装置及び当該装置を構成する部品・素材等(専ら先端電子部品製造に使用する目的で加工・処理等されている物資を指す。但し、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」の取組対象を除く。)

##### ③ 部素材

専ら①に示した先端電子部品の完成品の製造工程で用いられる部素材及び当該部素材を構成する部品・素材等(ポリプロピレンフィルムのほか、専ら先端電子部品製造に使用する目的で加工・処理等されている物資を指す。但し、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」の取組対象を除く。)

## （２）対象となる取組

先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化を目的とした、民間だけでは実現が困難な投資を必要とする計画に支援を行う。具体的には以下のとおり。

### ① 生産施設・生産設備の導入

（１）の品目の生産に係る施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）、設備及びシステム（導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。）を導入するものを対象とする。

### ② 研究開発

（１）の品目の研究開発に係る施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）、設備及びシステム（導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。）を導入するものであって、ハイエンド品と同等以上の性能を有する品目の生産性向上に資すると見込まれるもの、又はハイエンド品を超える性能を有する品目の量産開始に資すると見込まれるものを対象とする。

## 第２節 安定供給確保の目標

供給確保計画の認定の対象とする取組は、次に掲げる基準への適合性の確認や総合的な評価を踏まえ、安定供給に取り組もうとする品目に関するサプライチェーンの供給途絶によるリスクの緩和につながるものとして、その内容が十分効果的であると認められる取組とする。

（１） 前節（２）①の取組（生産施設・生産設備の導入）にあっては、以下の要件を満たすこと。

- 設備投資規模が著しく大きく（事業規模 100 億円以上）、民間独自の取組だけでは実現が困難であること。
- 導入する設備・装置の性能が先端的であること（特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの）。
- 導入する設備・装置を用いて、ハイエンド品又はその部素材等を量産することが可能であること。
- ただし、事業規模が 100 億円未満であっても、以下の要件のいずれかを満たす場合は、当該取組を認定の対象とする。
  - ① 当該取組が、当該取組で整備する設備により生産する物資（以下「取組対象物資」という。）の国内における自社による生産能力を３割以上増強するものであること（事業着手の前年度比）
  - ② 当該取組が、取組対象物資の海外からの自社による調達量の３割以上を国内で生産

する基盤を新たに構築するものであること（事業着手の前年度比）

- 取組対象物資が、部素材等を構成する部品・素材等である場合は、上記に加えて、以下の要件全てを満たすこと。
  - ① 取組対象物資を用いて生産する部素材等の性能・機能等を決定付けるものであり、当該部素材等の生産に必要不可欠かつ他物資での代替が困難（当該部素材等との擦り合わせが困難となる、擦り合わせの過程で機微な技術情報が流出するなど）であること。
  - ② 供給途絶の蓋然性及び切迫性並びに支援の緊要性が特に高く、これを示す客観的な根拠を示すことが可能であること。（他国による巨額の補助金その他の支援措置、誘致活動や特定国への原料の偏在など、他国における立地が圧倒的に有利な状況にあること、取組対象物資について先端電子部品メーカー等から増産の要請があること、現に他国企業による技術的な追い上げが著しいことなどを示す客観的な根拠があり、こうした状況を総合的に勘案し、直ちに支援を行わなければ、取組対象物資の供給が過度な外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が相当程度高まると認められること。）

（２） 前節（２）②の取組(研究開発)にあつては、当該研究開発が、その取組の開始から５年程度の期間において、ハイエンド品と同等以上の性能を有する先端電子部品の生産性向上に資すると見込まれ、又はハイエンド品を超える性能を有する先端電子部品の量産開始に資すると見込まれること。

### 第３節 供給安定性

供給確保計画の認定の対象とする取組は、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の（１）から（６）までのいずれにも該当するものとする。

なお、当該計画や確保すべき供給能力の信頼性を確認するため、これらの前提となる将来の市場動向の見込みや事業戦略などについて、申請事業者に対して必要な情報・資料の提出を求める場合がある。

- （１） 現在、計画期間中及び将来の市場構造を踏まえた供給能力確保に関する計画が整備されていること。
- （２） 国際情勢や市況の変化等に応じて、必要に応じて計画を見直すこと。
- （３） 外為法や、先端電子部品及び部素材等の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。
- （４） 事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。
- （５） 事業実施に必要な人材確保に積極的に取り組むこと。
- （６） 事業継続性確保のため、取組対象物資のサプライチェーンの強靱化に取り組むこと。  
具体的には、申請事業者において、取組対象物資のサプライチェーンの実態を把握するとともに、その中に含まれる特定の製造装置、部素材及びその部品・素材等に

ついて、特定の国・地域からの調達に依存しているなど、高い途絶リスクの蓋然性が認められる場合は、代替調達や調達元の複線化といった安定供給確保のための対策を講じること。

#### 第4節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

本章第1節（2）①の取組（生産施設・生産設備の導入）については、供給確保計画の認定の対象とする取組について、取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限は、認定供給確保計画に基づく先端電子部品及び部素材等の生産又は調達が開始された時点から、10年間以上とする。

本章第1節（2）②の取組（研究開発）については、当該取組を開始してから5年程度が経過するまでに当該取組の成果を基に、本章第2節（1）に掲げる基準に適合する本章第1節（2）①の取組（生産施設・生産設備の導入）を行う旨を意思表示した取組を対象とする。

#### 第5節 実施体制

供給確保計画の認定を受けようとする者は、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保の確実性を担保するため、次の（1）から（3）までのいずれにも該当する体制を構築するものとする。

- （1） 供給確保計画の認定の対象とする取組を実施するのに十分な人員を有していること。
- （2） 供給確保計画の認定の対象とする取組の実施に必要な資金の調達が妥当なものであること。
- （3） 供給確保計画の認定の対象とする取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制が構築されていること。特に、国際的な動向を踏まえ、ハイエンド品やその部素材等の製造技術に関する優位性を棄損し得るリスクに対して、取組の内外を問わず、その低減のため必要な措置を講ずるための体制が構築されていること（次節（3）を参照のこと）。

#### 第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

##### （1） 需給ひっ迫時の対応

先端電子部品及び部素材等の需給がひっ迫した場合における増産及び備蓄の全部又は一部放出の協力等、先端電子部品及び部素材等の国内における安定的な供給に資する措置を実施するものであること。

## （２） 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発

取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な投資や研究開発が見込まれるものであること。

## （３） 技術流出防止措置

供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術（いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と総称する。）について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。

### （ア） コア技術等へのアクセス管理

コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア技術等」と総称する。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること

### （イ） コア技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

### （ウ） 取引先における管理

申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

### （エ） 技術移転等

- コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高

まることのないようにすること。

- 特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者若しくは他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。

① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

#### ＜他者又は他国に対する行為＞

- (i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する
- (ii) 他者に対し、コア技術等を提供する
- (iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う
- (iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う
- (v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

### 第7節 複数事業者が申請する供給確保計画の認定に関する事項

同一の業種に属する複数事業者が申請する場合にあっては、その取組が実施されることにより、申請者が営む事業と同一の業種に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるものや、申請者が製造・販売する物資等や提供する役務の価格の不当な引き上げが誘発される等により、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

### 第8節 供給確保計画の認定に当たって経済産業大臣が配慮すべき事項

経済産業大臣は、供給確保計画の認定に当たっては、第6章第2節及び第3節に掲げる事項並びに当該供給確保計画による取組を通じた地域経済への貢献や雇用創出効果に配慮するほか、必要に応じ有識者等の意見も聴取した上で、その内容も踏まえて当該供給確保計画

の適切性を確認するものとする。

また、経済産業大臣は、次章に定める安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成を希望する供給確保計画の認定に当たっては、当該基金の残額に留意するとともに、当該基金を活用した安定供給確保のための取組が効果的になされることに配慮するものとする。

## 第4章 先端電子部品の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金

### 第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項

本制度の運用に当たっては、安定供給確保支援業務を行う法人として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）を選定するものとする。

### 第2節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項

NEDOが安定供給確保支援業務を行うに当たっては、安定供給確保支援業務を統括する部署を置くとともに、認定供給確保事業者の支援を的確に実施するための適正かつ確実な体制及び方法により、安定供給確保支援業務を実施するものとする。また、経済産業大臣は、関係法令に基づき作成する事業計画及び収支計画の内容について確認し、適正かつ確実な体制及び方法により執行されていることを確認するものとする。

### 第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項

NEDOが安定供給確保支援独立行政法人基金を設ける場合に当たっては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金等の交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣が定める中長期目標等の範囲で、保有する安定供給確保支援独立行政法人基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。

具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。

- 助成金等の執行に当たっては、NEDOは、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の審査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣等と連携し、認定供給確保計画の適正かつ確実な遂行がなされていることを確認するものとする。
- また、経済産業大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金等の返還等の所要の手続きを実施するものとする。
- 安定供給確保支援独立行政法人基金は他の事業との区分経理を求められているところ、法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。
- 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理については、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

#### 第4節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項

NEDOは、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、法人文書登録を適切に行う、保存期間を定める等、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に従った管理を実施するとともに、必要に応じて施錠や暗号化等の適切な手段により、関係者以外の者が情報を閲覧できないようにする等の措置を講じるものとする。

## 第5章 先端電子部品に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項

### 第1節 指定の要件

次のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では先端電子部品の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。

- 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、先端電子部品の安定供給確保が困難と認められること。
- 先端電子部品及び部素材等のうち、その安定供給確保が困難と認められるものについて、法第44条第6項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。
- 先端電子部品及び部素材等について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。

### 第2節 指定解除の考え方

経済産業大臣は、法第44条第1項に基づく指定をした先端電子部品について、安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、前節で示す特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

### 第3節 その他留意事項

#### （1）国が講ずる施策に関する事項

経済産業大臣は、法第44条第1項に基づく指定を行った場合には、法第44条第6項に規定する措置を講じて、その安定供給確保を図るものとする。

#### （2）輸送手段の確保に関する事項

先端電子部品及び部素材等について、法第44条第6項に規定する備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講じる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。

## 第6章 先端電子部品の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

### 第1節 国際約束との整合性の確保

本制度の運用に当たっては、法第90条の規定及び基本方針の趣旨に則り、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、WTO協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意するものとする。

### 第2節 経済活動における人権の尊重

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。

### 第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は、当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。））又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）等

を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うものとする。

#### **第4節 自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境**

将来にわたって特定重要物資の安定供給を確保するためには、そのサプライチェーンのうち現時点で措置が特に必要とは認められない部分についても、引き続き関係する民間事業者等の自律的な経済活動によって維持されていく必要がある

これを踏まえ、経済産業大臣は、取組の実施に当たり、認定供給確保事業者がサプライヤー等の関係企業の実態を十分に把握し、当該特定重要物資の長期の安定供給確保を図るために必要となる取引環境の確保に向けた取組を実施することを勧奨するものとする。具体的には、長期の安定供給確保に資するサプライヤーによる設備投資等が可能となるような取引価格の実現など、自律的なサプライチェーンの維持のための取組を勧奨する。

#### **第5節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表**

##### **(1) 関係者の意見の適切な考慮**

個別の法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募するものとする。

##### **(2) 施行状況の適切な公表等の実施**

本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報を行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

#### **第6節 関係行政機関との連携**

関係行政機関は、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に基づき相互に協力するものとする。

## 第7章 その他先端電子部品の安定供給確保に関し必要な事項

本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、経済産業大臣は、先端電子部品の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障等の報告を通じ、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置を講じるものとする。

### 附 則（令和7年5月16日改定）

- 1 この取組方針は、令和7年5月16日から適用する。
- 2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であつて、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。
- 3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。